

好

調な南米各国経済の影響は？

平成24年度在日日系人のための生活相談員セミナー

昨年引き続き
二宮、松本、アンジェロ、堀坂各氏によるパネル討論を実施



全国から外国人相談窓口担当者等約60人が集まった

当協会は、去る1月28日、JICA横浜で、「平成24年度在日日系人のための生活相談員セミナー」を実施した。都道府県や市町村などの外国人相談窓口担当者が、専門知識や最新の情報を得、必要な情報を共有し、業務のスキルアップを図ることを目的に、平成15年度より毎年実施している。

本年度は、経済新興国として成長著しいブラジルを筆頭に、日本企業の進出先として中南米が注目される中、母国の経済成長と活発化する日本との経済交流が、在日日系社会に、どう影響を及ぼすのかをテーマに開催した。

午前中に、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課山本麻里課長が、「最近の日系人の雇用情勢と政府の施策について」講義を行い、依然として厳しい雇用情勢の中、苦戦する日系人の姿を浮き彫りにし、雇用主が求める日本語能力と日系労働者の日本語能力にギャップがあることや、失業中に研修や職業訓練を受け資格取得した者は失業期間が短いことを指摘した。その上で、地域において労働局、自治体、地域のNPO等関係機関が連携を強化し、就労準備研修と職業訓練の連動により定住外国人を安定就労に結びつける考えを示した。

法務省入国管理局からは、入国在留課在留管理業務室の竹内悠介法務専門官より、在留カード導入による新しい在留管理制度の概要と運用について講義があった。

午後から行ったパネル・ディスカッションでは、昨年「ブラジル 跳躍の軌跡」を上梓した、堀坂浩太郎上智大学名誉教授(当協会常務理事)が、同じタイトルで基調講演を行い、現在のブラジル経済発展の基礎に

あるものとして、歴史、社会的背景から、政治情勢まで分析し、自然資源と人的資源に恵まれ、未来の大国と呼ばれ続けてきたブラジルが、今、まさに経済先進国に並ばんと世界のプレイヤーに名乗りを上げたこと述べた。

続いて「発展する南米と日系社会」のテーマの下行われたパネル・ディスカッションでは、国外就労者情報援護センター(CIATE)理事長の二宮正人サンパウロ大学教授(当協会評議員)を座長に迎え、在日ブラジル人のオピニオンリーダーとして、ブラジル政府の公認する「在外ブラジル人代表者評議会」の地区代表も務めた武蔵大学教授のアンジェロ・イシ氏(当協会理事)、日系人の法務関係の通訳や翻訳を手がけ、スペイン語圏の在日日系人コミュニティに明るいアイデア・ネットワーク代表のアルベルト松本氏(当協会評議員)、引き続き堀坂名誉教授の3名をパネリストに行われた。

アンジェロ氏は「在日ブラジル人がピークの33万人から激減したのは、リーマンショックによる失業によるものがほとんどであって、東日本大震災後帰国した者は少ない。生活の基盤を完全に日本に移し、被災者の支援活動を行うなど、日本社会に対する『忠誠の誓い』を表している」と述べた。

松本氏は、ブラジルほどではないがペルーの発展も目覚ましく、所得もこの20年で3倍ほどになっており、日本と各国のスムーズな往来を考えるべき時であるが、在日日系人、行政や支援団体共に、日系就労者を「弱者」と位置づけるのは改めるべきだと述べた。

二宮氏は「ブラジルに帰っても、賃金は日本語が出来て1200リアル(およそ6万円)。出来ないと一気に減る。一度帰ってしまうと、日本に戻ろうにもあらゆる関係は断ち切られてしまう。デカセギが始まり25年経ち、子弟からブラジル帰国者も含め100人以上の大学生が出ており1934年にサンパウロ大学が出来た時、日系人は10人いなかったことに比べれば、驚異的な数字。日本で大学を出て普通に就職することで、出稼ぎを脱し日本人の仲間入り出来る」と述べた。

堀坂教授は、「自らのルーツを大切にすることが重要。日本人には無い特質を活かすべき。求められる人材の幅は広くある」と述べ、「在日日系人は日本に止まって、発展する母国との橋渡し役をしてもらいたい。日本人には彼らに対する敬愛の念が必要である」と語った。

国で日本との架け橋に

平成24年度日系研修員が研修終了、帰国



内視鏡で診療を行う日系
研修員の花野さん(右)

が選んだ期間で研修を続けていた。

日系医学コースのパラグアイの後藤勇貴さん、原本寿祐さんはともに産婦人科医。後藤さんは東京の順天堂大で超音波診断と子宮鏡検査技術を、原本さんは岡山大学で産婦人科内視鏡手術の基本技術を主として学んだ。同じくパラグアイの花野雄一さんは泌尿器科医として和歌山県立医科大学で、内視鏡手術の技法習得に励んだ。3人とも、外国人医師が、日本で監督指導医の下で研修を目的に診療を行うことができる外国人臨床修練制度を利用し、診療や手術を行うことができた。厚生労働省より認可を受けるには、母国で医師としての3年間の医療経験と日本語または英語の一定の語学力が必要である。研修は日本語で行われ、3人は日

当協会が、JICAに提案し案件が採択され実施していた日系研修のうち個別長期8人の研修が終了し、2月6日にJICA横浜で研修報告会が開かれた。

8人は、5月に来日し、保健・福祉、技術者、研究者の部門で、それぞれ

系二世として母国でも日本語を話す環境で育ち、十分な日本語力を有していた。

日系研修制度は、日系人が単に技術や日本語力を有しているという効率面だけでなく、日本で生活し、日本社会を体験してもらうことで、自らの日系人としてのアイデンティティを喚起してもらい、母国で日本との架け橋として、さらなる技術移転の促進に寄与してもらうことを期している。日系人が日本の在外資産といわれる所以だ。

花野さんが研修を受けた和歌山県は、父親の出身県でもあり、花野さん自身も同県で研修することを強く望んでいた。病院の休みを利用し、県の国際交流協会が主催する市民との交流イベントでパラグアイについて紹介した。そこで知りあった人がルーツ探しを手伝ってくれ、電話帳で父親の故郷である湯浅町の花野姓をしらみつぶしに当たり親戚を見つけ出してくれたという。花野さんは「親戚に会えたことにももちろん感動したが、周りの人の温かさに涙が出た」と語っていた。

24年度、当協会が提案し受け入れた日系研修員は個別研修が3カ月未満の短期を合わせ23人、幼児教育、日系継承教育(教師育成・指導者育成)等の集団コースが37人の合計60人で3月上旬までにすべてのコースが終了、帰国した。

25年度も同規模を受け入れ予定で、現在、各国JICA事務所で下半期研修員を募集中。

に合わせ 日系人里帰り訪日団使節団来日へ

当協会が、サンパウロ新聞社、NPO法人チャレンジブラジルとの共催で実施する「ブラジル移住者里帰り訪日使節団」20名が、桜の開花に合わせ4月1日(月)に来日する。

ブラジルに移住して、概ね50年以上、一度も帰国したことがない一世移住者に里帰りを果たしてもらおうというもので、竹内運輸工業(東京都三鷹市)竹内政司社長の篤志によるもの。

一行は、3月30日(土)にサンパウロを出発。1日に到着後、2日、3日と都内を見学。皇居や東京スカイツリーを訪れた後、それぞれの故郷で過ごし、17日(水)東京に再集合し18日(木)に帰国する。

団員最高齢の角田智明さん(84)は、1933年、5歳の時に家族で移住して以来、およそ80年ぶりの里帰りとなる。広島県に従兄弟3人が健在であるという。

賛助会員のご案内

当協会では、当協会の事業目的および活動趣旨についてご賛同いただける賛助会員を募集いたしております。会費・特典等は下記をご参照下さい。

日本国内の賛助会員には、海外日系人大会初日に開催する、皇室をお招きしての歓迎交流会にもご参加いただけます。

この機会に、ぜひとも当協会賛助会員へのご加入をご検討下さいませようお願い申し上げます。

海外日系人協会賛助会員

◆年会費

・国内 企業団体：1口以上 一口 30,000円/年
公益団体：1口以上 一口 10,000円/年
個人：1口以上 一口 10,000円/年

・海外 団体：1口以上 一口 100ドル/年
個人：1口以上 一口 100ドル/年

◆特典

- ①海外日系人大会レセプションのご招待(国内)
- ②季刊「海外日系人」誌の送付
- ③「NIKKEI NETWORK/海外日系人協会だより」の送付(年4回)
- ④当協会企画の南米視察・訪問団等のご案内
- ⑤当協会が発行する刊行物の割引

◆送金

- ・国内 ①郵便振替 口座番号：0010-5-703428
加入者名：公益財団法人 海外日系人協会
- ②銀行振込 (銀行名) (支店名) (普通預金口座番号)
- | | | |
|-----------|------|---------|
| 三菱東京UFJ銀行 | 横浜 | 4472220 |
| 三井住友銀行 | 横浜中央 | 0110749 |
| みずほ銀行 | 横浜 | 2530298 |
- (口座名義) ザイカイガイニッケイジンキョウカイ
- ・海外 国際郵便為替 又は 銀行小切手
(宛先名) THE ASSOCIATION OF NIKKEI & JAPANESE ABROAD

在日
ニッケイ人は
今...

震災後、高まる？ 外国人との共生意識

「受入れと社会統合のための国際ワークショップ」
外務省、IOM、大田区が共催

2月6日、外務省と国際移住機関(IOM)、大田区が主催して「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」が実施された。

テーマは「大規模災害と在留外国人」で、「大規模災害時の在留外国人への多言語による情報発信の在り方」や「日本に在留する外国人の団体を含む関係機関の連携の在り方」を議論した。いずれも昨年度「東日本大震災時の在留外国人への支援」「東日本大震災後の外国人受入れのあり方」をテーマに実施された、同シンポジウムで、今後の課題としてあげられたものである。

鈴木俊一外務副大臣、松原忠義大田区長による開会の辞の後、ウィリアム・レイシー・スウィング国際移住機構(IMO)事務局長は基調講演で、世界の人口70億人のうち10億人が移動状態にあるとし、自然災害を切り口に外国人との共生を考える取り組みを行っているのは日本だけであり、その先進性は高く評価できると述べた。

外国人有識者として参加したハワード・ダンカン・カナダ市民権・移民省の国際メトロポリス・プロジェクト事務局長は、災害時のコミュニケーションは、フェイスブックやツイッター等のソーシャルメディアが主となり、政府がコミュニケーション上のリーダーシップをとらなければ、情報が錯綜しちゃう判断が困難になる場合があると指摘。国、在京大使館、地方自治体、民間団体の連携が欠かせないと述べた。

ジギャン・クマル・タババ在日ネパール人協会理事は、15,000人の在日ネパール人のうち、3,000人が同協会の会員であるとし、震災直後から在日大使館と連携し、東北3県に237人いたネパール人に避難バスを手配し、3月18日までに希望者101人を東京の避難所に移動させた事例を報告した。また同協会が集めた義捐金で、4月1日から福島県いわき市や宮城県登米市でネパールカレーの炊き出しを行ったことを報告し、日本は運命共同体であると述べた。

竹中歩・米国プリンメア大学社会学部准教授を議長に行われたパネル・ディスカッションでは、池上重弘静岡文化芸術大学文化政策学部教授が、浜松の在留外国人について、総数が減少している一方で一般永住者は増加している現状を報告し、在留外国人への多言語による情報提供については、緊急時の時間的制約や財政的制約を考慮して、やさしい日本語による情報提供も重要であると述べた。

(財)自治体国際化協会高橋正司多文化共生部長は、災害が広域化した場合に備え、全国を6つのブロックに分け自治体間の相互支援体制や国と自治体の連絡体制を平時から構築している等の具体的取組を紹介した。

在日アルゼンチン人の松本アルベルト氏、中国の時光氏、マリアン・ジョセリン・ティロル・イグナシオ在日フィリピン大使館公使兼



ディスカッサントとして発言する松本アルベルト当協会評議員(右から3人目)

総領事らディスカッサントからは、東日本大震災時にASEAN地域の在日大使館が連携したことや、東日本大震災後の取組として、在日大使館の緊急時の対応計画づくりに自国民コミュニティが参加するなどの事例、浜松市などで、外国人住民のイニシアティブによる防災活動が行われ、日本育ちの日系ブラジル人が防災活動を通じて日本人と外国人コミュニティとの橋渡しとなっている事例が報告され、地域レベルでの具体的な防災対策の取組を通じた情報共有やネットワークづくりを評価する意見が出された。

外務省早川修領事局外国人課長は、社会統合は、外国人と受入れ社会の双方向の努力を前提とするもので、一つの組織だけで大規模災害時の外国人の支援を実施することはできないと発言し、竹中議長は、日本人にとって困難な経験を共有することになった東日本大震災は、外国人との共生を考える重要な契機となり、日本人と外国人の連帯感の高まりを今後どのように生かしていくかが課題であるとまとめた。

在日日系人「受け入れたい」が81パーセント 内閣府が世論調査実施

内閣府がこの1月に20歳以上の日本国籍者に対して実施した「日系定住外国人に関する特別世論調査」によると、「日系定住外国人」という言葉を「知っている」と答えた人は、52.9パーセントに上り、彼らが南米移住者の子孫であることを理解した上の回答では、不就学児童への日本語支援や、就労準備研修など日系人に対する施策について、「維持すべき」59.7パーセント、「拡充すべき」27.3パーセントと87パーセントが必要性を認めている。日本社会に彼らを「受け入れたい」と答えたのは「どちらかといえば」を含め80.9パーセントに上り、国民に在日日系人への認識が進んでいることを示した。

一方で91.6パーセントが日本語能力は必要と答え、社会への受入れの鍵が「日本語」であることが改めて浮き彫りになった。

CIATE創立20周年記念
～日本と日系移民の関係の新しい潮流(最終回)～

デカセギの終焉と期待される新たな日伯関係

「ブラジル便り」CIATE創立20周年記念の連載も、最終回となりました。第4回のこの小稿では、この連載の締めくくりとして、日本と日系移民の関係をあらためて、概観してみたいと思います。

リーマン・ショック後人の往来は激減
在日日系人は定住傾向

CIATE創立より20年、これは入管法が改正され、「デカセギ」が急増したのと、時期をほぼ等しくしますが、「デカセギ・ブーム」そのものは、もう少し前から始まっており、ほぼ現在で25年が経過したことになります。2008年のリーマン・ショック直前には、日本に滞在するブラジル国籍所有者だけで、30万人を超えました。これ以外に日本国籍所有者もいたでしょう。同じ人がずっと日本で就労していたとは考えられず、実際には、本当に多くの日系移民が日本で就労し、現代の日本社会を経験したことになります。

リーマン・ショック後、短期間に10万人もの日系移民が離日しました。その後、再び入国者が急増してはいませんので、帰国した人のほとんどは現在もブラジルで生活しています。一方、日本に残った20万人を超える人々は、日本への定住傾向を強めています。例えば、東日本大震災に関して見ても、被災地が日系移民の集住地と離れていたこともあって、一般に言われているところと異なり、その影響で帰国者が特に増えたという現象は見られません。また、日本への帰化を考えている人が増えているとも言われています。

今秋には、リーマン・ショックから5年となります。この5年間に生じたのは、両国間の人的移動の量的減少という現象です。それまでの「デカセギ」の時代とは比較にならないほど、日本とブラジルとの行き来をする人の数が減少してしまいました。

帰国者が持ち帰る新たな日本文化
ブラジル社会に対応できない問題も

しかし、その一方で、20年を超える「デカセギ」現象の結果、ブラジルの日系社

会においては、移民一世が持つ一昔前の古い日本社会のイメージだけでなく、実際の現代の日本社会についての知識が、実体験をもってもたらされました。

特に、そうした現代の日本社会に関する実体験を、体現しているのは、帰国した日本育ちの日系移民の子どもたちです。彼らは、その成長期を日本で過ごし、現代の日本社会をよく知り、帰国したブラジルを自分の国とは必ずしも思っていない。国籍は日本ではなくても、意識としては日本社会への帰属意識を強く持っている人もいます。日本語がポルトガル語より得意だという人もいます。日本に戻ることを希望しながらも、経済的事情、家族、査証などに関する問題から、ブラジルで生活している人もいます。彼らの中には、現代の日本社会についての知識・経験を生かして、ブラジル進出の日系企業などで活躍する者があらわれてきました。日本で、または帰国後ブラジルで、大学へ進学する者など、一定以上の高等教育を受ける者も多くなります。また、こうした人材の活用を考える企業も、ブラジル国内では増えてきています。

もちろん、その反面、日本にいるときに十分な養育・教育を受けることができず、社会不適応となってしまった者もいます。こうした人々の中には、日本語だけでなく、ポルトガル語も満足にできず、結局、日本社会だけでなく、ブラジル社会にも適応できないでいる場合もあります。

日本社会で広がる日系人への理解

また、一方、日本社会においては、ブラジル人が大量に身近な場所で生活するようになったことで、以前のようなサンバやコーヒーといったステレオタイプのブラジルのイメージではなく、現代ブラジルの、経済、文化、さらには、日系社会といったことについて、多くの関心ももたれ、次第にそれに関する知識が広がりを見せるようになりました。もちろん、それはBRICsの



昨年10月の第53回海外日系人大会「在日日系人子供発表会」で講評する筆者

一員としての、ブラジルの経済成長によるところもありますが、日系移民の日本就労がもたらした影響を否定することはできません。日系移民の集住都市では、小中学校で、日系就労者の子どもたちと机を並べるというのも、特に珍しいことではなくなっています。

望まれる新たな就労の形と人的交流

この連載を通じてCIATE創立から20年を経過した日本就労経験のある日系移民の現状を振り返ってきました。疑いなく言えることは、「デカセギ」という言葉に象徴される日系移民の日本への就労現象が終わったということです。日本には、日系移民が望むような高給で、外国から単純労働者を調達しようという需要はほとんどありません。もし、日本で就労して、一定水準以上の収入を得ようと思えば、なにより日本語ができることが必要不可欠でしょう。また、なんらかの専門的スキルも必要でしょう。CIATEでは、これに対応し、従来からの日本語講座に加え、介護実務講座を開催しています。実際に、この講座から日本での就労を実現している方もいます。

将来、このまま日本とブラジルとの間での就労を通じた人的な交流は少なくなつたままとなるのでしょうか。それとも、新しい交流が生まれるのでしょうか。CIATEは、ブラジルから日本への就労の支援を通じて、今後も両国間の交流の一助になりたいと考えています。

くらしと仕事を守る法律など

相談センター所長 西山 巖

(公財)海外日系人協会 **日系人相談センター**■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
9:30～12:30 13:30～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-663-3258

2012年4月から2013年2月(11カ月間)における当相談センターが受け付けた相談件数等は次の通り。

相談者の人数は1,549人、相談件数では2,378件(前年度比5.41%減)であった。相談者の男女内訳は、男性734人、女性815人で国別相談者数は、ブラジル46%、ペルー24%、日本人22%、その他17カ国となっている。内容別にみると、生活相談が一番多く、保険・年金・税金、労働問題、研修・奨学金、通訳・翻訳と続いている。

(相談事例) 連帯保証人について

相談 建売住宅を購入するので住宅ローンの保証人になって欲しいと弟夫婦から頼まれました。外国人でもそれ相応の条件が揃ってあれば、保証人になれるそうです。住宅ローンの契約書を見せてもらって「連帯保証人」と記載されています。普通の保証人と連帯保証人はどのように違うのでしょうか。また、将来どんなリスクを負わされる恐れがあるのでしょうか。

対応 保証には、普通保証と連帯保証があります。特に約束がなければ、普通の保証が成立しますが、実際にはほとんどが連帯保証です。普通保証と連帯保証の違いは、普通の保証人は借主が支払えない場合は初めて支払い義務を負うのに対し、連帯保証人は借主と同じ立場で支払い義務を負うということです。普通の保証人の場合は借金の支払い請求の際各種抗弁が可能ですが、連帯保証の場合は、これら抗弁の主張ができず、連帯保証人に対し直接請求が届いたり、連帯保証人の財産の差押えをされる場合もあります。

他人の保証をして財産を失ったという話は後を絶ちません。保証人になることを引き受ける時には、いざというときは、自分が借金を支払うのだということを認識し、十分検討した上で保証人を引き受けることをお勧めします。

賃貸アパートの退去(原状回復義務)

相談 先日マイホームを購入しました。近く引越す予定ですが、現在住んでいる賃貸マンションを退去する際、原状回復の義務があると友人から聞いていますが、この原状回復義務について教えてください。友人によると、入居の際支払った敷金が全く返ってこなかったと聞いています。その他注意する点があれば教えてください。

対応 貸主・借主双方が十分な確認をしないまま入居したため、退去時に補修箇所や費用の負担について、双方の立会いや十分な確認がなされないケースがあり、後でトラブルになる事例が多くあります。

退去時の貸主立会いの際には、国土交通省の示しているガイドラインを参考にすることをお勧めします。このガイドラインによると、通常使用に伴って生じる程度の損耗や、時間

の経過に伴って生じる損耗の復旧については、貸主の費用負担で行い、借主はその費用を負担しないとされています。例えば、日照等による畳やクロスの変色、冷蔵庫やテレビの静電気焼け、壁に貼ったポスターの跡などは貸主負担とされています。

一方で、タバコによるフローリングの焼け焦げ、引越し作業等によるクロスの引っかきキズ、結露を放置したことによる拡大したシミやカビ等は借主負担となります。また、一部のクロス張替えで済むところを部屋全体のクロス張替え費用が請求されたり、グレードアップに相当する部分の工事費用が請求されたりするケースもあるようですので、借主負担の工事費用として相当するかどうかチェックする必要があります。

最後に、契約書の中の費用負担の条項について、内容があいまいなものや、あまりにも不合理なもの等、契約の内容によっては認められないものもありますので、契約書をよく吟味することが肝要です。

請負会社への疑問

相談 1年前より請負会社に登録し、現在発注者であるメーカーに派遣されて働いています。前々から疑問に思っていたのですが、この会社のやり方は派遣形式ではないかと思えます。そもそも、派遣会社と請負会社の違いがはっきりしません。

対応 労働者派遣形式と間違えやすい契約が請負契約です。請負とは、請負業者が注文主と請負契約を結んで仕事を引き受け、請負業者が雇用している労働者を動かし請負業者の責任で仕事を終了させるものです。請負の場合は労働者派遣形式と異なり、業務に関する指示、労働時間の管理等全て請負業者自らが行います。

請負業者からでなく、発注者から直接業務の指示や命令される場合は正式な請負業者でない可能性があります。

労働者派遣事業を行うためには、厚生労働大臣の許可又は届出が必要ですが、最近この許可、届出のない業主が、請負契約の形式をとりながら、実際には注文主が直接労働者に対して就業時間や場所を指定したり、就労命令を行うなど、実態は労働者派遣を行っているケースが多発しています。これらの業者を厚労省は「偽装請負」と称して注意喚起を行っています。

貴方の場合、発注者から直接業務の指示や命令をされているようですので、この「偽装請負」の可能性ががあります。

労働条件、賃金等に特に問題なければ、不法な業者を摘発する等の行動に出る必要はないと思われますが、何か問題が起るようであれば、管轄する労働基準監督署に相談してください。

第54回海外日系人大会
10月29、30日、31日に開催

平成25年度に行う第54回海外日系人大会日程が、10月29(火)、30日(水)、31日(木)に決定した。

例年通り、初日に憲政記念館で歓迎レセプションが行われ、2日目はJICA市ヶ谷ビルで代表者会議が行われる。昨年同様代表者会議に出席しない参加者にはオフィシャルツアーが用意される。

第10回 海外日系文芸祭
作品募集中!

当協会と海外日系新聞放送協会が主催する「第10回海外日系文芸祭(みなとみらい文芸祭)」の募集が3月1日より始まった。

短歌または俳句部門とも、海外に住む人、日本に住む人どちらでも応募できる。両部門とも一般の部と学生の部に分かれ、俳句短歌を問わずすべての作品から最も優れた作品を「大賞」とし、一般の部大賞

には衆議院議長賞、学生の部大賞には参議院議長賞が贈られる。前回の第9回では、短歌、俳句合わせて2,325作品の応募があった。

応募は、所定の投稿用紙にて。自作、未発表で日本語による作品に限る。日本からの応募のみ一首、一句につき投稿料1,000円が必要。締め切りは6月7日(金)必着。



日系社会
Topics

お問い合わせは、当協会内海外日系文芸祭実行委員会事務局045-211-1780まで。

特別展示
100年後のカリフォルニアへ
一祖父たちの足跡を訪ねて
松井みさき写真展 開催中
JICA横浜 海外移住資料館

ニューヨークで活動する写真家松井みさきは、日本で亡くなった祖父・曾祖父が、第二次世界大戦前にアメリカ移民としてカリフォルニアでぶどう園を経営していたことを知る。まだ10代だった祖父が、ライカを手に取りアメリカで撮った写真がアルバムに残されていた。



レーヨーぶどう園(カリフォルニア)の日本人達

自身の現在と重ね合わせ、因縁を感じた松井は、カリフォルニアへアルバムにあった風景を求め、サンフランシスコから上陸した先祖の足跡をたどる旅に出る。

展示は、松井が旅で出会った風景、祖父のアルバムの写真、外務省の「海外日本実業者の調査」や乗船名簿等、日米双

方に残されていた資料で、ある戦前アメリカ移民の軌跡を追う。

5月6日まで開催。入場無料。

WBCでブラジルが日本と対戦
代表選手28人中11人が日系人

野球のワールド・ベースボール・クラシック(WBC)の1次ラウンドで、3月2日、開幕戦となった日本—ブラジル戦はテレビで生中継され高視聴率を記録した。

試合は7回まではブラジルがリード。8回に日本が逆転、勝利した。試合内容同様に人々に印象づけられたのは、先発した社会人ホンダに所属する仲尾次オスカル投手や、ヤクルトの松元ウイイチ内野手など、日本姓を持った選手の多さだ。登録28選手のうち日系人が11人を占めた。

第二次大戦前から日本人移住者たちは、サッカーの盛んなブラジルで、野球をしてきた。移住地対抗戦や、全国大会、さらには国境を越えて南米大会などが盛んに行われた。今でも、多くの日系コミュニティで野球チームが組織され、世代を超えて「野球」が受け継がれている。

日系企業がバックアップする育成組織の活動もあり、現代に続くまで高いレベルで進化している事を多くの日本国民が認識することとなった。



WBCブラジル代表社行式
 (写真:サンパウロ新聞社)

NIKKEI NO.16
 Network
 2013 MAR.

発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1赤レンガ国際館2F
 TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
 E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/白川 光徳

Health and Life Insurance for foreigners living in Japan

外国人のための医療・生命保険

✿ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
 医療保険(100%保障)+生命保険

✿ 外国人留学生向け保険

✿ 外国人技能実習生向け保険

✿ VIVA LIFE-S (Life coverage)
 外国人向け生命保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**

TEL: **046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**



少額短期保険会社
 (株)ビバビダメディカルライフ
 VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
 関東財務局長(少額短期保険)第51号

